

埼玉県青少年健全育成審議会 議事録要旨

日 時	平成30年2月14日(水) 午後2時00分から3時30分
場 所	知事公館 中会議室
出席者数	13名
出席委員	東会長、秋谷委員、磯田委員、新井委員、棚橋委員、齋藤委員、鳥居委員、沼野委員、張替委員、水野委員、中村委員、春原委員、野々口委員
欠席委員	徳田委員
諮問事項 その他	(1) 埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について (2) 埼玉県青少年健全育成・支援プランの策定について

1 開 会

2 あいさつ

中川県民生活部副部長

3 議事録署名委員の指名

沼野委員、水野委員

4 議事要旨

(1) 議事 (1) 埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について

事務局から、資料1-1、1-2に基づき説明をし、委員から次のとおり質疑等があった。

(東会長)

資料1-2の5条の第3項であるが、「電子計算機を使用し」とある電子計算機は、法律の用語であるとパソコンということによいか。

(事務局)

法律用語で、演算処理をする機器となるため、コンピュータを指している。

(東会長)

青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部が改正となったことで、条例、施行規則を改正していくというものである。特徴があるとすれば、保護者がフィルタリングサービスの有効化措置を希望しない場合には、電磁的署名という形でそれを申し出るということを施行規則に盛り込んだことについていかがかということである。これは、もちろん紙媒体若しくは電磁的署名で申し込むかのどちらかの方法ということである。

他に質問等ないようであれば、平成29年11月22日付青第440号で、知事から諮問を受けた「埼玉県青少年健全条例第21条の4（携帯電話端末機による有害情報閲覧の制限）において同条例施行規則に委任する事項の改正について」は、改正案のとおり知事に答申することとしてよろしいか。

(全委員)

異議なし。

(東会長)

併せて、規則改正に係る法規審査継続中であるため、詳細な文言の修正等については、会長一任とさせていただくことによろしいか。

(全委員)

異議なし。

(東会長)

それでは、異議なしとのことで知事に答申することとする。事務局は、会長から知事への答申手続きを進めるよう、よろしく願います。

(2) 議事 (2) 埼玉県青少年健全育成・支援プランの策定について

事務局から、資料2に基づき説明をし、委員から次のとおり質疑等があった。

(東会長)

冒頭で説明があったように、昨日議案として提出している。今後議会で御審議いただく予定である。

基本目標Ⅱの5の高校中退者の割合であるが、現状値を更新したところ、目標値が達成されている状況となりどのように考えたらよいかと思う。28年度は中退者数と割合が減少したが、今後5年間この数値が維持されるかについては不明であるということであるのか。

(事務局)

担当部局とも相談し検討したが、28年度は大きく減少した。26、27年度は微減であった。数は減少してはいるが、高校中退の理由を見ると埼玉県は、学校生活不適應が多い。全国を見ると進路変更、例えば就職をしたであるとかのある意味前向きな理由が多いが、埼玉県は進路変更は少なく、学校不適應などの理由が多いことが危惧されている。

小中高校の不登校は、逆に増えているため、中退リスクの高い厳しい状況にあることに変わりはなく、引き続き中退の減少傾向は目指していくが、予断を許さない状況にある。

(東会長)

埼玉県の学校生活、学校不適應の具体的な割合は分かるのか。それが特徴であれば力を入れていくことでよいと思う。

今現在の全国の中退率が1%は超えている状況であるため、1.00%以下という数値目標は全国的な傾向から見たら妥当であると思う。

(事務局)

全国平均は、横ばいであったが、埼玉県が大きく減少した状況である。

(東会長)

定時制も全国で見ると、埼玉県は 8.03%であるが、全国では 10%前後で 9.5%なので、10%以下が目標でもよいのではないかという状況であるが、埼玉県はかなり低い数値のため、9.64%を目標値にしたものと考え。これも妥当であると考え。

プラン記載の数値の更新により、11月に決定した内容よりも深刻化した部分もいくつかあり、特に 19 ページ図表 24 である。全国的にも若年層の自殺者数が非常に増えている状況である。

全年齢を含めると全国で自殺者数は減っている。ただ、学校基本調査でも高校生までの自殺者数はすごく増えている、昨年度は平成になってから一番多かった年である。

埼玉県の状況については調べたところ、15 歳～19 歳、20 歳～24 歳は、明らかに増えている。前年度 26 人が 15 歳～19 歳は 31 人でプラス 5 人、20 歳～24 歳は、68 人となっているが前年度は 55 人で 13 人増えたことになる。

15 歳～24 歳、若しくは 15 歳以下の自殺者数も全国的にはかなりの数となっており、若年層への自殺への対応はものすごく重要であると考え。

当然、施策として挙げられており、強化していくこととなると思う。数値の変化に伴ってそのような意見を持った。

(事務局)

自殺については、若い方の数が増えている。ショッキングだった座間の事件などもあり、若年者の自殺対応については、関係部所で力を入れているところである。特に、自殺対策を実施している保健医療部門では、ツイッターで自殺と入力すると、自殺防止の相談窓口が一番初めに表示されるような対策を検討しているところである。

教育局でも、SNS での相談を視野に入れて、課題に関する勉強会を立ち上げて研究を始めたと聞いている。相談窓口も重要であると考えている。民間の団体でネット相談を行っているところに助成金を出して、窓口を充実しているという取組も行っている。相談しやすい窓口の充実や強化が重要になってくると考える。

(東会長)

施策の展開の資料 42 ページ(6)の①となり、保健医療部と記載されているが、今の説明では、教育局も関わっているのか。

(事務局)

基本的には、引き継ぎ実施している教育相談があり、総合教育センターで相談を行っている。自殺対策の特化した項目に教育局は入っていないが、普段からの取組の中で、自殺もいじめも含めて子供たちが抱えている悩みに対応し

ていくこととなると思う。青少年健全育成・支援プランでは、一つの取組となっているが、保健医療部では、来年度から開始する自殺対策計画を策定しており、若年者も含めて、全ての方の自殺対策、防止対策を関係部局と検討して計画で集中的に自殺対策を実施していくということである。保健医療部では教育局と連携し、小学校、中学校、高等学校に講座で命の大切さの授業を行うなどの取組を行っている。

(東会長)

資料 42 ページ(6)の①というのは、青少年健全育成・支援プランとしては、このような表記であるが、実際には若者も含めた自殺対策事業としては、もっと多様に展開しているということによろしいか。

(事務局)

そのとおりである。

(鳥居委員)

16 ページのいじめの認知件数が、小学生では 27 年度から 28 年度に相当増えているという状況であるが、認知度としての分かった部分のいじめと理解してよいか。

(事務局)

あくまでも認知件数なので、積極的に認知しているという状況の中での数値である。数値が上がったことでネガティブな面ではなく、早期発見、早期対応ということが一番重要である。文部科学省も件数が上がったことは、むしろ前向きに捉えていいと説明している。小学校が上がっており、ちょっとした日々のトラブル、いさかいも多いため、積極的に認知する小学校が増えてきているということである。

(中村委員)

市でも同様な状況であり、今まで認知がなかった学校でいきなり多く出てきているということがある。ちょっとした小競り合いであったり、ちょっとした言葉のトラブルであったとか、積極的に捉えていくということで数値が上がったものである。大きないじめがたくさん発生してしまったということではない。どこの学校も同じように統計を取っている結果である。

(磯田委員)

19 ページ(7)の児童虐待について聞きたい。27 年度から 28 年度に数値が上がっているということと、児童相談所で受けた相談の受付件数は、通告などとは別なのか。ニュースで大阪に続いて埼玉の虐待の通告が多かったと見た記憶

があるが、この数値は全国的に見て、相談件数が多いのか。
それに対して、こういった取組が42ページだと思うがどうか。

(事務局)

通告があった件数と考えている。埼玉の順位については不明であるが、28年度に率はかなり増えた。いじめと同じように通告が増えていることは、早期に発見、早期に対応ということで決して悪いことではないと県としては捉えている。

虐待の対応もウルトラCがあるわけではない。埼玉県としても児童相談所で第一線で相談等を実施しているが、心理のカウンセリングや通告窓口を24時間専用窓口を作ったりなどの相談しやすい体制づくり、児童精神科医を配置するなどの体制強化にかなり力を入れている。

(磯田委員)

件数が多いからと言って、実際に問題があるというよりは、意識の高い人が多いということなのか。

(事務局)

認知が、浸透しているということである。

(東会長)

基本目標Ⅱの困難を有する青少年への支援について、たくさんの御質問、御意見がある。特にこの基本目標Ⅱについて事務局から聞きたいことについて提案をお願いしたい。

(事務局)

今回の計画は、困難を抱える子供たちへの支援に力を入れていきたいと考えている。困難といっても様々な困難があり、県の各課でも虐待であれば児童相談所、若年無業であれば就労の支援機関が担当している。

課題ごとに相談支援機関を持って対応しているところである。

43ページの(7)にある取りまとめ課である青少年課ができることとして、様々な機関の糊付けの役というかつなぎ役の役割を果たしていきたい。

そこで、(7)に記載の3つの取組を行っていきたいと考えている。

具体的には、それぞれの相談機関が、複数の要因がある相談について他の機関と連携して対応していくなどのケースを考えている。

次の機関へつないでいくための情報も、十分に持っていないということを相談支援機関から聞いている。課題ごとの支援機関のリストを作成し、それぞれの相談機関の職員が、幅広い視点を持って相談に当たれるように研修会を開催したり、つなぎ役を青少年課が果たしていきたい。5年間で取組を進めていく

訳だが、どのような視点で取り組むか、どのような取組が必要かについて御意見をいただきたい。御意見を取り入れながら、5年間実施していきたいと考えている。

(東会長)

43 ページの(7)が中心になるが、多様な機関の連携による相談・支援体制の充実について、皆様の専門的な御立場からの施策に対する御意見をいただきたい。

(沼野委員)

今は殆ど連携がないのか。

(事務局)

ないということではない。関係機関は、連携しながら実施しているがまだまだ全体として一元的な体系化したリスト、情報がない。

次に適切などのような機関につなげたらよいかということの情報が少ない。

民間団体の相談機関の情報は少ないため、県で情報収集しながら体系的な資料を作って参考としていただくことを考えている。

医療、虐待、貧困とテーマによって別々に情報を縦割りに持っているため、子供の問題に関するものとしての情報を青少年課が取りまとめ役としてもよいのではないかと考えて、この施策を盛り込んだ。

(東会長)

子供と接している方の実感としての御意見はいかがか。

(齋藤委員)

保護者の立場からの意見としては、例えば放課後において、放課後子供教室は教育で実施しているとか、児童クラブはまた違う、また現場では校長先生と児童クラブの責任者とがうまくいっていないなどの問題があったりする。おっしゃったように、部局を超えてつなげていく専門の機関を青少年課で取りまとめて文言のみでなく、組織図のような図式を作成し、皆さんの御意見を伺うということをするとなかりやすくなるのではと思う。

その中で、26 ページ基本理念、基本目標として何を掲げてそれを実施しようとしているのかということまで考えて作ってもらいたいと思う。インターネットの問題も自殺の対策も含めて、子供たちの自己肯定感をどう高めていけるかがテーマになっていくのではないかと考える。そこがしっかりと共通認識が持てれば、退学者も自殺者も減ってくるのではないかと思う。

皆さん御存知のように、世界の中でも圧倒的に日本は、自己肯定感の低い国だと言われている。そこを高めていくことを埼玉が目指していくことで、そう

いった問題もいろいろクリア出来るのではないかと思う。

(春原委員)

高校三年生の進路指導を、全日制、定時制両方実施したことがある。27 ページの基本目標において、件数的には目標達成ということであるが、問題は中味である。不適應という話があり、不適應というのはファジーな表現であって実態はどうか分からない。

実際実施してみて、定時制の場合は我々の年代は、親にお金がなく全日制に行かれなくて昼間仕事をするが多かったが、今の実態は6割ぐらいがニート、ひきこもりの子供である。

そして、中卒となってしまうため親が高校へ行きなさいということで、ある程度半強制的に定時制へ行かせる。実態はかなり病んでいて、本当に勉強をする気があるのは1割から2割程度で、女性の服装も、髪も金髪でという状況である。高校三年生であるため、定時制も就職したい子供もたくさんいる。

ニート、ひきこもりで来た子を指導するが、とにかく休みが多い。

休みが多いということは余程の見込みがない限り企業に推薦できない。ほとんどしゃべれないところを何とかしゃべれるところまで持っていく。

そして、受験してもなかなか受からない。一回落ちると二回目は受けたがらない。親もそれでいいとし、学校も本人が行きたくないとのことでこれ以上言えないとなる。そうした子供は、そのまま卒業する。

男性は正にニートとなる。今は、一人っ子が多いため、家庭に家があり、何とか食べていくことができってしまう。将来我々の老後を支えてくれる年代にそうした病んだ部分が非常に増えてきている。学校でも先生方の仕事が大変であり、そこまで面倒が見られないというのが実態である。

多少飛躍する部分もあるが、そういった部分を青少年課でも引き上げて、そうした子供たちを何とか世の中で活躍できるようなステージを作っていくってほしい。実際にやってみて、この日本は大丈夫かを感じる部分であり、関心を持っていただきたい。

(水野委員)

教科書を学校に納めている。1年間に一クラス退学の方がいるような状況がある。教科書を用意するが、定数分用意すると大幅に余ってしまうため、対策を講じて過去3年間程度のデータによりその20%程度として減冊をして納めている。

そのようなことで私どもの業務まで中途退学による影響がある。最初から仕方なく教科書を買いに来るような子もいる。親と一緒に付いてきているような難しい状況がある。学校側も先生が業務が忙しくて、小中高全部細かく各個人まで対応できるかどうかという状況が、学校へ行って、先生方の実態をみるとそのような状況がある。確かに総括的に何らかの形で、対策をしていただくことが必要だということが意見である。

(事務局)

中退の関係であるが、学校について行けないとか、進路を変更するということより、学校生活について行けないという学業不適應という勉強する前の段階で中退するという人が多い。

26年度の結果になってしまうが、埼玉県の公立高校で、学校生活や学業不適應で辞めて行く子が51.31%で約半数で、全国は36%となっており、埼玉県が学業不適應や学校生活について行けないということで、辞めて行く子が全国に比べて多いというのが26年度の結果となっている。

今年度から教育局も中退防止として、中退率の高い学校を中心に自己肯定感を高めたり、コミュニケーションスキルを上げるようなトレーニングを教育に盛り込んだり、地域の方に来ていただいて体験活動の充実に力を入れ始めている。

中退率が多い学校を集中的に実施しているので、その結果下げ続ければ、有意義な教育を提供していることが検証されると思う。

(東会長)

この問題は大変難しく、カウントも50%というとな国が30%台のためかなり多いと思うが、データのとり方ですぐ変わると思う。転入、編入をどのようにカウントしているかは、その学校によって違ったりする部分もあると思う。

ここで言えるのは、中学までは義務教育のため、相談窓口も多い。ただ、高校生になるとなかなか自分の悩み事であるとか、進路のことを相談する場所というのは、その高校にスクールカウンセラーなどが居れば別であるが、外に相談窓口は特にない状態である。

だからこそであるが、青少年健全育成・支援プランの中にある相談窓口や相談支援体制の充実というところは、高校生くらいの年齢のところからの人たちが、こうした相談窓口があるということが分かるようなものが作れるといいのではないかと思う。

スクールカウンセラーは高校への配置はどのような状況か。

(張替委員)

一部の高校には配置されていると思うが、全校配置ではないので、お金を払ってでも相談に行ってもいい、遠くでもそれだけのコストをかけても相談に行ってもいいと本人や御家族が思われれば、利用できる場所がないことはない。

身近なところで相談ができる相談先はとなると、また、お金もかけないというような制約が入ると、高校生年代では、県立総合教育センターがあるが、設置が2か所なので、全県の方が利用するとなると難しい。

高校生で、医療とくればそういう観点では医療機関の相談先はあるが、先ほどの話にあった学校不適應であるとか、進路の悩みとなると、高校生年代は、

身近な相談先が少ない。

民間の相談機関などでも利用しやすいものであるとか、高校生自身もそうであるが、学校の先生方がそうした情報を持ってもらうことで、そうしたところを勧めってもらうということにつながるのではないかと思う。

中学校の先生であると、各市町村の教育相談センターを第一に勧めるということになる。また、スクールカウンセラーも居る。

高校生は、確かに難しいところがあると思う。

医療的な問題ではないが、悩んでいる方の相談先が欲しいと思う。

こういった情報などが、学校にも届くと大変良いと思う。

(事務局)

情報をまとめた際は、学校にも情報を提供していきたいと考える。

(東会長)

御意見にもあったように、多様な機関の連携については、教育、福祉、保健医療、法務省の人権の相談窓口があり、非常に多岐にわたっている。

これらを青少年の健全育成というところで一つの情報にまとめていくということを今後やっていきたいということで、大いにいいものを作っていただきたいと思う。

これで、第1回から第4回にわたって行ってきた「埼玉県青少年健全育成・支援プランの策定について」を終了する。

(全委員)

異議なし

(3) 議事 (3) その他

事務局から、次のとおり説明した。

(事務局)

性的搾取の対策についての説明である。性的搾取というと性的被害の問題であるが、いわゆるJKビジネス、自画撮り被害などに関して、近隣の東京都、神奈川県などでも青少年健全育成条例の改正をして、対応をできるようにしているところである。

本県でも昨年末の報道にもありました大宮でのJKビジネス初摘発があり、本県でも対応していかなければならないとし、JKビジネス、児童ポルノに係る自画撮り被害の対策の条例改正の在り方の検討を進めてまいりたいと考えている。今後御相談等させていただく機会もあるため、よろしくお願ひしたい。